

令和 6 年

第 1 回臨時輪之内町議会会議録

令和 6 年 5 月 8 日 開会
令和 6 年 5 月 8 日 閉会

輪之内町議会

第1回臨時輪之内町議会会議録目次

5月8日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議長辞職の件	4
議長の選挙	5
副議長辞職の件	6
副議長の選挙	7
常任委員会委員の選任及び議会運営委員会委員の選任	10
安八郡広域連合議員の選挙	11
議案上程	11
町長提案説明	11
議第22号（提案説明・質疑・討論・採決）	12
議第23号（提案説明・質疑・討論・採決）	17
議案上程	19
町長提案説明	19
議第24号（提案説明・質疑・討論・採決）	20
閉会	22
会議録署名議員	23

令和6年5月8日開会 第1回臨時輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

令和6年5月8日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 常任委員会委員の選任について
- 日程第5 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第6 安八郡広域連合議員の選挙について
- 日程第7 議案上程
- 日程第8 町長提案説明
- 日程第9 議第22号 専決処分の承認について
輪之内町税条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議第23号 専決処分の承認について
輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

（追加日程）

- 日程第1 議長辞職の件
- 日程第2 議長の選挙
- 日程第3 副議長辞職の件
- 日程第4 副議長の選挙
- 日程第5 議案上程
- 日程第6 町長提案説明
- 日程第7 議第24号 輪之内町監査委員の選任について

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 から日程第10までの各事件
- 追加日程第1 から追加日程第7までの各事件

○出席議員（9名）

1番	田 中 実	2番	大 橋 慶 裕
3番	林 日出雄	4番	浅 野 重 行
5番	浅 野 進	6番	上 野 賢 二
7番	高 橋 愛 子	8番	小 寺 強
9番	田 中 政 治		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	朝 倉 和 仁	教 育 長	長 屋 英 人
参 事 兼 総務危機管理課長	荒 川 浩	会計管理者兼 税 務 課 長	伊 藤 早 苗
教育参事兼 教 育 課 長	田 内 満 昭	健康こども課長	野 村 みどり
福祉介護課長	中 島 広 美	企画財政商工課長	菱 田 靖 雄
建 設 課 長	大 橋 勝 弘	農業振興課長	松 岡 博 樹
住 民 課 長	岩 田 好 弘		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	水 谷 和 智	議会事務局	西 脇 愛 美
--------	---------	-------	---------

(午前9時29分 開会)

○議長（小寺 強君）

令和6年第1回臨時輪之内町議会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は9名です。

全員出席でありますから、令和6年第1回臨時輪之内町議会は成立いたしましたので、開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第125条の規定により、議長において、3番 林日出雄君、5番 浅野進君を指名します。

○議長（小寺 強君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定により、監査委員から令和5年度2月分及び3月分に関する出納検査結果報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前9時31分 休憩)

(午前9時32分 再開)

○副議長（高橋愛子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長 小寺強君から議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

○副議長（高橋愛子君）

追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって小寺強君の退場を求めます。

(議長 小寺強君退場)

○副議長（高橋愛子君）

職員に辞職願を朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（水谷和智君）

失礼いたします。

辞職願、このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。令和6年5月8日、輪之内町議会議長 小寺強。輪之内町議会副議長様。以上でございます。

○副議長（高橋愛子君）

お諮りします。

小寺強君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、小寺強君の議長の辞職を許可することに決定しました。

小寺強君の入場を求めます。

(8番 小寺強君入場)

○副議長（高橋愛子君）

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

○副議長（高橋愛子君）

追加日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にいたしましょうか。

（「副議長」の声あり）

○副議長（高橋愛子君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

推選でお願いしたいと思います。

推選する方は、小寺強さんということで私は推選したいと思います。お願いします。

○副議長（高橋愛子君）

ただいま田中政治君から、選挙の方法について指名推選によることの発言がありました。この発言のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

議長に小寺強君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました小寺強君を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました小寺強君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選された小寺強君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

小寺強君、あなたは議長に当選されました。議長当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

小寺強君。

○8番（小寺 強君）

ただいまは皆様方に議長という要職を御推挙賜り、心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

また、輪之内町長さんをはじめ執行部の皆さん、そして議員の皆様の温かい御支援、御協力を賜り、輪之内町発展に全力で尽くす覚悟でございます。今後とも皆様方の温かい御支援を心からお願いをいたしまして、挨拶と代えさせていただきます。誠にありがとうございました。（拍手）

○副議長（高橋愛子君）

小寺議長、議長席にお着き願います。

暫時休憩いたします。

（午前9時40分 休憩）

（午前9時41分 再開）

（議長 小寺強君議長席に着席）

○議長（小寺 強君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長 高橋愛子君から副議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

○議長（小寺 強君）

追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって高橋愛子君の退場を求めます。

（副議長 高橋愛子君退場）

○議長（小寺 強君）

職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（水谷和智君）

失礼いたします。

辞職願、このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い

出ます。令和6年5月8日、輪之内町議会副議長 高橋愛子。輪之内町議会議長様。以上でございます。

○議長（小寺 強君）

お諮りします。

高橋愛子君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、高橋愛子君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

高橋愛子君の入場を求めます。

（7番 高橋愛子君入場）

○議長（小寺 強君）

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定をいたしました。

○議長（小寺 強君）

追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にいたしましょうか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

推選ということでお願いしたいと思います。

推選させていただく方は浅野重行さんであります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

6番 上野賢二君。

○6番（上野賢二君）

私も方法につきましては、指名推選を希望いたします。

その上で、大橋慶裕議員を推選いたします。以上です。

(「議長」の声あり)

○議長(小寺 強君)

5番 浅野進君。

○5番(浅野 進君)

副議長の選挙について、選出方法をお願いしたいと思います。

先ほど上野議員からもありましたように、大橋慶裕さんを副議長候補として指名推選されますように、ぜひ議長から骨を折っていただきたいと思います。以上です。

○議長(小寺 強君)

指名推選の場合は全員の指名推選がなければできないので、投票によって決めさせていただきます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

選挙の方法は投票によることにいたします。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(小寺 強君)

ただいまの出席議員数は9名です。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に浅野重行君、浅野進君、上野賢二君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

○議長(小寺 強君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(小寺 強君)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番 田中実君から順番に投票をお願いします。

(投票)

○議長(小寺 強君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

浅野重行君、浅野進君、上野賢二君、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(小寺 強君)

選挙の結果を報告します。

投票総数9票、有効投票のうち、大橋慶裕君6票、浅野重行君3票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2.25票です。

したがって、大橋慶裕君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(小寺 強君)

ただいま副議長に当選されました大橋慶裕君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

大橋慶裕君、あなたは副議長に当選されました。副議長当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

大橋慶裕君。

○2番(大橋慶裕君)

議員各位より多数の御推挙をいただき、副議長の選任をいただき身に余る光栄であり、御礼を申し上げます。

議長を支え、公正、円滑な議会運営に取り組んでまいります。

町民の安全・安心な暮らしを確保するとともに、活発な輪之内町議会に向け、議長と共に町議会の力が発揮できますよう全力で取り組んでまいりたいと思っております。

町民の皆様には、御支援、御理解のほうをよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○議長(小寺 強君)

日程第4から日程第6までを一括議題とします。

暫時休憩いたします。

(午前9時55分 休憩)

(午前10時41分 再開)

○議長（小寺 強君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（小寺 強君）

日程第4、常任委員会委員の選任及び日程第5、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長が指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名します。

総務産業建設常任委員会委員には、田中実君、大橋慶裕君、林日出雄君、浅野重行君、浅野進君、上野賢二君、高橋愛子君、小寺強、田中政治君を指名します。

文教厚生常任委員会委員には、田中実君、大橋慶裕君、林日出雄君、浅野重行君、浅野進君、上野賢二君、高橋愛子君、小寺強、田中政治君を指名します。

議会運営委員会委員には、上野賢二君、高橋愛子君、田中政治君、林日出雄君を指名します。

お諮りします。

常任委員及び議会運営委員の任期は、委員会条例第3条第1項の規定によって、おおむね1年と定めることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、常任委員及び議会運営委員の任期は、おおむね1年とすることに決定しました。

これから常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において互選をお願いします。

暫時休憩します。

(午前10時43分 休憩)

(午前10時43分 再開)

○議長（小寺 強君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから、常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の報告をします。

総務産業建設常任委員会は、委員長 浅野重行君、副委員長は林日出雄君です。

文教厚生常任委員会は、委員長 林日出雄君、副委員長 田中実君です。

議会運営委員会は、委員長 上野賢二君、副委員長は高橋愛子君です。

○議長（小寺 強君）

日程第6、安八郡広域連合議員の選挙を行います。

お諮りします。

議員の選挙の方法については、議長の指名にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

安八郡広域連合議員には、大橋慶裕君、林日出雄君、小寺強を指名します。

○議長（小寺 強君）

日程第7、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第8、町長の提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

改めまして、おはようございます。

吹く風も夏めいてまいりましたが、議員各位におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げますとともに、先日の町制70周年記念式典におきましては、盛会裏に終わることができました。誠にありがとうございました。

さて、先ほどは議長、副議長をはじめ議会の構成も決まりまして、本年度の新たな体制が確立されたところでございます。今後も議会と執行部との連携を密にしながら、住民本位の行政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日提出させていただきます議案の提案内容について御説明を申し上げます。

提出議案は、専決処分2件でございます。

まず議第22号につきましては、地方税法等が改正されたことに伴い、輪之内町税条例の一部を改正する条例を、また議第23号につきましても、同じく地方税法等の改正に伴い、輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をそれぞれ3月30日付で専決処分いたしましたので、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

議案の説明につきましては以上でございます。御審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小寺 強君）

日程第9、議第22号 専決処分の承認について、輪之内町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

税務課長から議案説明を求めます。

伊藤早苗君。

○会計管理者兼税務課長（伊藤早苗君）

それでは、御説明させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。

議第22号 専決処分の承認について。地方自治法第179条の規定により、令和6年3月30日に次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるとする。令和6年5月8日提出、輪之内町長でございます。

次の2ページが専決処分書、3ページからは改め文になります。

今回の専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、輪之内町税条例の一部を改正いたしましたので、議会に報告し、承認を求めるとでございます。

主な改正点は、令和6年度分の個人住民税所得割額の定額減税に係る特別税額控除の規定の新設、その特別税額控除に関連する規定の整備、固定資産税の土地に係る負担調整措置の継続、法改正に合わせた規定の見直しなどのほか、条項ずれ、文言等の改正になります。

主な改正部分は新旧対照表にて説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをお開きください。

第26条の8、寄附金税額控除は、第1項第1号のケの規定について、公益信託制度の見直しに伴い、所得税と同様、公益信託の事務に関連する寄附金を控除対象とするものです。

次に、2ページをお願いします。

第33条、町民税の減免、こちらと、少し飛びまして次の4ページになりますが、第52条、固定資産税の減免、それからその下の第142条の3、特別土地保有税の減免、こち

らはそれぞれただし書にて減免事由に該当することが明らかな場合は、町長の職権により減免することができるという規定を追加するものでございます。そのほかは文言の改正になります。

5 ページの中段からは附則になります。

第4条の4、公益法人等に係る町民税の課税の特例、こちらは単に課税標準の計算、みなし課税を定めるものであることから削除することとなりました。

次に、6 ページになりますが、第4条の6、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例については、令和6年1月に発生した能登半島地震災害の被災者の負担軽減を図るため、地震災害によりその者の有する資産について受けた損失額については、納税義務者の選択により令和5年中において生じた損失として適用することができるという特例措置を規定しております。そちらを追加するものでございます。

次、7 ページの第5条は引用条項のずれによるものです。

その下の第6条の5、令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除から、ずうっと飛びますけれども、19ページの第7条の肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例、ここまでにについては、令和6年分の個人町民税の定額減税に係る特別税額控除の規定の新設と読替規定を追加するものでございます。

今回の定額減税は、国のデフレ完全脱却のための一つの柱として位置づけられ、令和6年度税制改正において、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき令和6年度分の所得税3万円と個人住民税1万円の定額減税が行われ、所得税とともに個人住民税も減税を行うものでございます。その定額減税に係る規定を新設しております。

順に説明いたしますので、戻っていただいて、7ページから8ページにわたりますけれども、第6条の5では、定額減税が受けられる納税義務者の規定をしております。

前年の合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者に対して、令和6年分の個人住民税所得割額から納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円を所得割から控除する旨の規定を定めるものでございます。

その次の第6条の6は、定額減税の導入に伴う6年分に限る特例として、納税通知書に記載すべき各納期に関する期割計算方法等を規定、追加をするものでございます。

11ページのほうになりますが、第6条の7、こちらは同じく公的年金に係る特別徴収及び普通徴収の町民税の額と期割等についての額の計算や分割方法の特例をそれぞれ規定するものでございます。

ずうっと飛びまして、次に18ページになります。

第6条の8、令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除では、前年所得が1,000万円以上の生計同一配偶者控除を受けられていない方、この方は令和6年分の確定申告後でないと、要は7年の2月、3月に行われる確定申告後でないと個人住民税の特別控除の額が確定できないということで、7年分の所得割から控除するというこの規定を定

めております。

その下の第7条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例は、こちらは法律改正に合わせた条ずれ及び特別税額控除の算定に用いる所得割の額について、規定の適用後となるよう読替規定を追加するものでございます。

次の19ページの第9条の2、こちらはわがまち特例の規定でございます。法律改正に伴い所要の改正を行うもので、第7項で再生エネルギー発電施設に係る特例のうち、一定のバイオマス発電設備についての割合を新たに追加しております。

また、20ページの第14項、こちらは特定事業所内保育施設ということですが、こちらは廃止をしておりますので、それに伴い8項から次のページの20項まで項の繰下げのほか、法改正による項ずれを改正しております。

次に、その下ですね、20ページの第9条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、こちらは新たに第3項を追加するもので、長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用することができるというものとして規定をいたしております。

次のページの第4項からずっと23ページの第14項までは、項ずれによる改正でございます。

続いて、その下の第10条からは、固定資産税及び特別土地保有税の負担調整措置が令和8年度まで3年間延長されたことによる改正になります。令和6年度は3年に1度の土地家屋の評価替えの年に当たります。しかし、近年の経済状況を踏まえ、土地については現行の負担調整措置の仕組みを継続することとしました。延長するのは23ページの第10条からその下の第10条の2、それから第11条、それから27ページの第12条、それから27ページの下附則第12条の3、それから飛びまして32ページの第14条、特別土地保有税の課税の特例の措置までになります。

次に、33ページの第15条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例から、飛びまして36ページの第19条の3までは、この特別税額控除の対象となる所得割について、住民税の課税の特例適用となる所得について、住民税の所得割額を含める読替規定をそれぞれ5号にて追加するものでございます。譲渡所得など、他の全ての税額控除を行った後の所得割額から控除することとしております。

では、議案書の14ページにお戻りください。

附則でございます。

第1条では、この改正条例は令和6年4月1日から施行するものとして、ただし書で各号に定める日から施行すると定めております。

第2条と第3条は、各税目に関する経過措置を規定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようお願いいたします。

す。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

こういう税条例改正というのはなかなか読んでもその意味が分からないので、間違いなかりょうという基本的な考えの中で、ちょっと興味と言ったら失礼ですけども、例えば20ページにある第2項の認定長期優良住宅のうちというふうな文言があると思うんですが、こういった認定長期優良住宅というのはどういうのを指すのかなあということを、分からないので、全く分かりませんので、部分をかいつまんだ言葉の説明を受けるだけで、それがどうなんやということとは分かりませんが、どういうのを指しているのかなあとということと、もう一つ、この肉用牛に関する売却に係る租税特別措置法どうのこうのというのも肉用牛のみこういう措置があるのか、ほかにもいろんなこういう、肉用牛といえば当然牛なんですけど、牛以外にもまたこういった措置が条例の中にあるのかなあと何となく、分かりません、何にも分かりませんが、そんなようなところで特別にこういうものだけが規定されて、それが審議の対象になっているのかなあとということで、ちょっと分かればいいんですが、分かる範疇でお答えいただければ、後で、分からなければ資料を、ちょこっとだけでいいので教えていただければ結構です。

○議長（小寺 強君）

税務課長 伊藤早苗君。

○会計管理者兼税務課長（伊藤早苗君）

ただいま田中議員様より認定長期優良住宅というのはどういう住宅かということで御説明させていただきたいと思っております。

認定長期優良住宅とは、認定長期優良住宅の普及の促進に係る法律というものがございまして、その基準を満たした住宅を指しております。この中で、長期に使用するための構造とか設備を所有していることとか、住環境への配慮を行っていること、また一定の面積を有しているとか、耐震性とか、省エネルギー性とか、維持管理対策などの基準がありまして、そういうものの基準を満たした住宅のことを指しております。

それから、肉用牛の関係ですけども、こちらは肉用牛のみに限ったものでございます。こちらは肉用牛だけに限った規定がされております。以上です。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

よく分かりましたが、法律のこの基準だということで、例えば今言った優良住宅については、長期に使用するために基本的に環境性能とか、いろんなエコ住宅であるとかいう中で基準があり、それを満たしてあるものだという認識です。

ということの上で、今、輪之内町でも新しく家が建ってくると思うんですが、これからもどんどん建つと期待されますが、全てにこういった基準を一応クリアしたものがこれからも建設されるというふうに、これは罰則規定とか建築に関して何かそういった、これはこういう条例にはまった内容のものでないと駄目ですよということはあるんですか。どうですかね。

○議長（小寺 強君）

税務課長 伊藤早苗君。

○会計管理者兼税務課長（伊藤早苗君）

今田中議員が言われたような、こういう優良住宅に対して基準を満たさないと駄目とかいう罰則規定とかはございません。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

1点だけお尋ねします。

町税条例の改正について、これはこの条例が改正されますと税収が増えるんですか、それとも税収は減るんですか、どういうふうになるんですか。

○議長（小寺 強君）

税務課長 伊藤早苗君。

○会計管理者兼税務課長（伊藤早苗君）

今回の改正の大きな改正部分、定額減税に係るところでは税額は減ると見込んでおりますけれども、国のほうで補填がございますので、そちらの定額減税については全額国の補填がされるということと認識しております。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第22号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論となしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第22号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第22号 専決処分の承認について、輪之内町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり承認することに決定しました。

○議長(小寺 強君)

日程第10、議第23号 専決処分の承認について、輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

税務課長から議案説明を求めます。

伊藤早苗君。

○会計管理者兼税務課長(伊藤早苗君)

それでは、御説明させていただきます。

議案書の17ページをお開きください。

議第23号 専決処分の承認について。地方自治法第179条の規定により、令和6年3月30日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。令和6年5月8日提出、輪之内町長でございます。

次の18ページが専決処分書、19ページが改め文になります。

今回の専決処分につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布されたことにより、輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正いたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

主な改正点は、国民健康保険税に係る課税限度額の引上げの改正をするものです。

改正部分は新旧対照表にて御説明させていただきます。

新旧対照表の38ページをお開きください。

初めに、第2条、課税額について、国民健康保険税は国保加入者の医療費などに充てる基礎課税額と後期高齢者の方の医療費を支援する後期高齢者支援金等課税額、それから40歳から64歳までの方のみ負担する介護納付金課税額の3つを合わせたものですが、

このうち今回は後期高齢者支援分の課税限度額を現行の「22万円」から「24万円」に引き上げるものです。

次の23条、国民健康保険税の減額についても、第2条と同様に後期高齢者支援金分の課税限度額を改正するものです。

また、国民健康保険税の減額の対象となる軽減判定の算定において、被保険者の数に乗すべき金額について、同条第2号の5割軽減の対象となる金額を現行の「29万円」から「29万5,000円」に、同条第3号の2割軽減の対象となる金額を現行の「53万5,000円」から「54万5,000円」にそれぞれ引き上げるものです。

議案書の19ページにお戻りください。

附則第1項では、この改正条例は令和6年4月1日から施行するものとし、附則第2項は適用区分を定めたものでございます。

以上で議第23号の説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

健康保険税条例の条例改正によって税収はどういうふうになるんですか。減るんですか、増えるんですか、どういうふうになりますか。

○議長（小寺 強君）

税務課長 伊藤早苗君。

○会計管理者兼税務課長（伊藤早苗君）

今回、後期高齢者支援金分の限度額を上げるということになりますので、該当者が増えれば少し税収が上がるということになります。

今回、まだ所得が確定しておりませんが前年の限度額の対象者で見ますと、7世帯の方がちょっと影響があるというふうに思っております。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第23号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者なし)

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第23号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第23号 専決処分の承認について、輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり承認することに決定しました。

暫時休憩します。

(午前11時12分 休憩)

(午前11時13分 再開)

○議長（小寺 強君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま町長から議第24号 輪之内町監査委員の選任についての議案が提出されました。

議第24号 輪之内町監査委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第24号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

○議長（小寺 強君）

追加日程第5、議案上程。

追加議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

追加日程第6、町長提案説明。

本日の上程追加議案について、町長から提案説明を求めます。

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

それでは、追加議案について御説明を申し上げます。

議員から選任した輪之内町監査委員の退職があり、新しく監査委員の選任の必要が生じたので、議案を提出するものでございます。

議第24号 輪之内町監査委員の選任につきましては、地方自治法第196条第1項の規定により、新しく監査委員として高橋愛子氏を選任したいので、議会の同意を求めますのでございます。よろしくお願いたします。

○議長（小寺 強君）

追加日程第7、議第24号 輪之内町監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、高橋愛子君の退場を求めます。

（7番 高橋愛子君退場）

○議長（小寺 強君）

総務危機管理課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務危機管理課長（荒川 浩君）

それでは、お手元に配付してございます議第24号について説明をさせていただきます。

輪之内町監査委員の選任について。地方自治法第196条第1項の規定により、下記の者を監査委員として選任したいので、議会の同意を求めます。令和6年5月8日提出、輪之内町長でございます。

住所におきましては、輪之内町里998番地の1、お名前は高橋愛子さん、生年月日は昭和16年8月25日。任期でございますが、本日議会の同意をいただければ、令和6年5月8日から議員の任期によるということでございます。以上でございます。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

前に私がさせていただきます、今回退任するということには、意思においては何ら異議を唱えるものではございませんが、こういうふうに、議長さん、副議長さんを選ぶときでもそうですが、選出、選任いただいた場合には、一応こうやって今回もそういう議案に上がってきておるといことであると、田中政治から一身上の都合にというような

文言が要らないのかどうか。申出があったというお話ですが、議長さんには言いましたが、それ以上に書いたものもないので口頭でいいものか。こういうふうきちつとやられるのであれば、そういった書類も必要なのかどうか。

といたしますのは何でかといいますと、私、あまりいつも見てないんですが、任期において、議員の任期によるということでもありますので、そういう形で私が選任をされておるのであれば、その任期を全うせずに辞任するというのであれば、そういう辞任に対する田中政治の届けが要るのではないかなあと勝手に思っておるわけで、今までそういうことは聞いたことはございませんが、ということは任意とうたってある以上そういうことかなあと、一応おおむね1年とするとかいうふうを書いてあれば別にそれ以上のことは言いませんけれども、議員の任期と書いてある。今回そのような書きぶりに、私、初めて気がついただけで、今までもそうであったかもしれませんが、そんなような気がしますので、それでよければ別に私は文句を言っているわけでもなく、書類上はよろしいかというだけで、それだけです。

○議長（小寺 強君）

総務危機管理課長 荒川浩君。

○参事兼総務危機管理課長（荒川 浩君）

御指摘をいただきまして、確かに田中議員がおっしゃる今までの流れからいくと、議長、副議長の流れからいくと至極当然の話というふうに思います。これについては、ちょっと今後調査させていただいて、そういったものが必要かどうか、必要だろうとは思いますが、今後について調査・研究をさせていただいて、正規の手続を取らせていただくよう調査・研究してまいります。以上です。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

しゃちほこばったことを、何か因縁めいたこと言っているようにお聞きになるとは思いますが、別にこのことについて、今まで25年間議員をやらせていただいておりますが、たまたま今これを見たときに議員の任期によるということでもありますので、おおむね1年と、そして議長さん、副議長さんについてもおおむね1年という一応の申合せみたいなものの中で、任期は当然4年あると思うんですが、そういう中でやってここまで至っているということなので、どうかなあと聞いていたので、別に悪気はございませんのでよろしく申し上げます。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。
これから議第24号の討論を行います。
討論ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議第24号を採決します。
お諮りします。
本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。
したがって、議第24号 輪之内町監査委員の選任については、同意することに決定しました。
高橋愛子君の入場を求めます。
（7番 高橋愛子君入場）

○議長（小寺 強君）

お諮りします。
次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思います。御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。
したがって、そのように決定しました。

○議長（小寺 強君）

これで本日の日程は全て終了しました。
令和6年第1回臨時輪之内町議会を閉会します。
本日は大変御苦労さまでした。

（午前11時21分 閉会）

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年5月8日

輪之内町議会 議長 小寺 強

新議長 小寺 強

副議長 高橋 愛子

署名議員 林 日出雄

署名議員 浅野 進